

## インドネシア：贈答に関するコンプライアンス上のアップデートと留意点

アジアニュースレター

2026年3月6日号

執筆者：

[吉本 祐介](#)[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)[Rainer Faustine Jonathan](#)[Rjonathan@wplaws.com](mailto:Rjonathan@wplaws.com)[我妻 由香莉](#)[y.wagatsuma@nishimura.com](mailto:y.wagatsuma@nishimura.com)[Setyaning Kartika Rini](#)[srini@wplaws.com](mailto:srini@wplaws.com)

2026年1月14日、汚職撲滅委員会(以下、「 KPK 」といいます。 )により、贈答の報告に関する KPK 規則 2019年第2号(以下、「旧規則」といいます。 )を改正する KPK 規則 2026年第1号(以下、「新規則」といいます。 )が制定され、2026年1月20日付で公布・施行されました。

本ニュースレターでは、新規則と旧規則の主な変更点の比較及びインドネシアにおける贈答に関するコンプライアンス上の実務的な留意点を解説します。

## 1. インドネシアにおける「贈答」

インドネシアにおいて、「贈答」は、相手に対し尊敬や感謝を示す一般的な方法であり、ビジネスパーソンや公務員との個人的な関係(例えば友人や同僚として)においても見られるものです。もともと、公務員への贈答は厳しく規制されており、インドネシアの汚職撲滅法では、規制対象となり得る贈答を広義の贈答を意味するものとしており、金銭、物品、割引、手数料、その他の便益の供与等が広く含まれます。但し、公務員の職務に関係がなく、かつ、職務に反する行動を取らせるものでない贈答については、必ずしも規制違反となる「賄賂」とみなされるものではなく、個別具体的に慎重に検討する必要があります。

## 2. 新規則における主な変更点

新規則による主な変更点は、以下の通りです。

場面	KPK への報告が免除される基準	
	新規則(現在の基準)	旧規則(旧基準)
婚約、結婚式、出産、洗礼、割礼、歯削りの儀式、その他の伝統的または宗教的な儀式に関する贈答	最大 IDR 1,500,000 (約 90 米ドル)	最大 IDR 1,000,000 (約 60 米ドル)
公務員間の非金銭的贈与(公務員から同僚への贈答)	最大 IDR 500,000(約 30 米ドル)相当を、同一人から1年間に合計 IDR 1,500,000(約 90 米ドル)相当まで提供可能	最大 IDR 300,000(約 20 米ドル)相当を、同一人から1年間に合計 IDR 1,000,000(約 60 米ドル)相当まで提供可能

### 3. コンプライアンス上の実務的な留意点

各企業が遵守すべき実務的なコンプライアンス上の留意点は、以下の通りです。

- (1) **場面に応じた贈答**：贈答は、規制に則り許容される個人的または伝統的な場面に限定する。
- (2) **基準額の遵守**：提供者ごとの金額が基準額を超えないようにする。各政府機関はより厳しい内部基準を課している可能性があるため、適用される内部規則を厳格に遵守する。
- (3) **公務と関連する贈答を避ける**：公務に関連し、または決定に影響を与える可能性のある贈答は避ける。

各企業においては、上記に留意しつつ、個別具体的な状況に応じた贈答の適切性につき慎重に検討することが肝要です。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)